會報

第644号
2022年5月1日発行

一般社団法人
監査懇話会
編集発行人　太田　剛
https://kansakonwakai.com

第345回監査セミナー　Zoomによるウェビナー形式にて　2022年2月15日

演　題：サステナビリティ時代のコンプライアンス・リスクマネジメントとガバナンスの在り方
講　師：国広総合法律事務所　パートナー弁護士　五味祐子氏

1．コンプライアンスの新しい潮流

（1）法令等遵守では不祥事を防止できないこと

コンプライアンス問題から発展した従来型の不祥事に加えて、新しい不祥事が発生している。その背景には環境の激変がある。Covid-19のパンデミックと地球温暖化が重要な変化をもたらした。ビジネスのやり方を変え、リスクを拡大させた。グローバルビジネスに多大な影響を与え、消費者や一般市民の生活も否応なく変化するよう迫った。気候変動、異常気象、自然災害、さらに政情不安定や地政学上のリスクの現実化が顕著である。香港、ミャンマー、ロシアによるウクライナ侵攻などで世界全体の緊張感が高まっている。また、グローバルテクノロジー企業は国家権力に勝る影響力があるといわれる。AI、ブロックチェーンなどテクノロジーの進化に取り残されることで経済格差も拡大する。

このように不連続な社会変化によって、リスクとして捉えるべき対象が拡大している。

（2）ステークホルダー目線をもったリスク管理

ステークホルダー目線欠如による不祥事2件を紹介する。

一つ目は生命保険会社の事案。2019年に生命保険会社が代理店に保険販売を委託していたが、多数の募集人による不適正な勧誘が発覚。会社は業務停止命令を受け、多数の業務担当者が懲戒処分を受け、支社長全員交代に至った。被害者の多くは高齢者で、法令違反が認められた事例も多数あるが、「顧客目線ではない契約をさせた」社員は2000人以上いた。

もう一つ、就職情報サイト運営会社が、サイトにアクセスした学生の閲覧・行動履歴をAIでデータ解析をして内定辞退の確率を予測し、その情報を企業に販売していた事案。運営会社は個人情報保護法に定められた同意を学生から得ていたと主張したが、学生側から同意していないと猛反発を受け、大学側も、学生に非常に不利になる可能性があり、信頼が裏切られた、「学生を欺いた」と怒りをあらわにした。個人情報保護委員会は、法の趣旨を潜脱したという理由でサイト運営会社に勧告、指導等を行った。当時の個人情報保護法を形式解釈すると、法令違反と断定できないが、ユーザーである学生の信頼を裏切っており、事後対応を含めて社会的非難を浴びて不祥事化した。ステークホルダー目線でのリスク管理が必要である。

実際に社会で事象が起こった後でルールや法律ができる。法令やルールがない領域での新規ビジネスでは、ステークホルダーの目線をもって自ら考え、リスク管理を行うことが特に重要。

2．不祥事から得られる教訓

（1）会計不祥事とその後の混乱

会計不祥事が発生しその後の混乱が続いている事例。2015年に会計の問題、2016年に買収した海外子会社で巨額減損計上。2つ目の不祥事は、2015年の第三者委員会の調査対象として徹底調査することで「不祥事化」を防げたと批判されている。2019年に子会社で循環取引が発覚したが、その調査の不十分さを指摘した投資家とのエンゲージメントに失敗し、その後、現在までガバナンスをめぐる問題が継続している。

会計不祥事の要因として経営方針のゆがみ、ビジネスモデルの行き詰まりが指摘された。「理念なき収益プレッシャー」は現場での不適切行為や不正を誘発する。不祥事の種はビジネスモデルや経営戦略に内在しているが、経営層はその認識を持ちにくい。買収した海外子会社のリスク管理の脆弱性が巨額減損によって現実化した。

その後の混乱は、危機管理の失敗に起因する。投資家の対話も真摯さを感じない。ガバナンスに対する経営陣の姿勢の問題が大きく、根本的な問題はガバナンスの機能不全であろう。内部統制や内部通報制度はガバナンスと経営トップへの信頼を基礎とする。

（2）役員の金品受領事案

大手の電力会社の金品等受領問題。役職員75名全てが地元有力者から合計3億6000万円相当の金品を受領した事案。発覚時に行った社内調査結果を、一部経営陣が対外非公表、取締役会にも報告しない決定をし、監査役も取締役会や社外取締役に報告しなかった。その結果、社外取締役に情報が伝達されず、ガバナンスが発揮されなかった。社外役員に対して適時適切な情報提供を行うことが重要。

社内調査では、金品受領について法令違反にあたらないと結論づけられていたが、第三者委員会は、金品

受領の関係継続について重大なコンプライアンス違反があり、事後対応についてもガバナンス上の重大かつ深刻な問題と指摘した。問題行為が違法行為に当たらないとしても、著しく不当な事実は取締役会への報告義務がある。取締役会に報告し、社外取締役のモニタリングを受けるべき事案であった。このように社内論理と社外目線の間に大きな乖離があることを認識する必要がある。第三者委員会は、根本原因として内向きの企業体質、ユーザー目線の欠落と透明性の軽視を指摘し、業績、事業活動をコンプライアンスに優先して元助役からの金銭提供を受ける関係性を継続していたこと、経営陣の判断力の欠如も批判した。本来、地域住民とのコミュニケーションはネガティブ情報を隠して表面上うまくやるのではなく、ネガティブ情報やリスクを開示して説明責任を果たすことによって信頼関係を築くのが本来の在り方。「地元のために」「地元とうまくやる」といった抽象的なマジックワードは問題を正当化させる危険がある。言葉の中身をよく考えることが必要。

（3）食品ブランド偽装事案

レストランの料理長が6年間、但馬牛のフィレ肉を神戸牛のフィレ肉と偽装して客に提供していた。調理スタッフは長年にわたり料理長の行動に不審を抱いていたが、誰も声を上げず、内部通報も行わなかった。その理由には、閉鎖的人間関係、社員の当事者意識の希薄さ、内部牽制不全がある。レストランは料理長をトップとする一種の独立王国であり、料理の世界は徒弟制度で上位者にノーと言わない文化。加えて、不正発覚の遅れの要因には、食材の管理における内部牽制不存在が指摘されている。料理長一人が担当し、他の社員を関わらせず、チェックが全くできなかった。職場風土や上下関係の厳しさとか、閉鎖的環境下の社員が声を上げることの難しさが見て取れる。

（4）多数営業担当の不適切行為

不芳業者による融資エビデンスの改ざん等を銀行の営業担当者が黙認、関与して融資していた事案。多数の営業担当が、顧客本位ではない、ノルマ達成のための営業活動を行っていた。原因として、営業担当執行役員を頂点とした業績至上主義、過大なノルマ設定、苛烈なパワハラ、審査部による内部牽制不全、経営層と現場との断絶が指摘されている。

多数の営業担当が実態を認識しながら一件も内部通報がなかった。第三者委員会による社員アンケートで、200人以上が「通報しようと思ったけどやめた」、理由は「通報しても無駄だから」「自分が通報したってばれるから」「どうせ調査をしてくれないから」と回答し、当初から改善を諦めていた。経営層のコンプライアンスに対する姿勢は信用されておらず、内部統制が形骸化していた。

（5）子会社での性能偽装事案

子会社で免震基準を果たさない虚偽の検査成績書を出荷先に交付していた事案。設計開発段階から基準を満たすことはできず、虚偽の試験データを提出して認証を得て、顧客には虚偽の検査成績書をもって出荷していた。子会社社員が上司に申告して発覚したが、親会社への報告までに1年間経過した。親会社でも製品回収決定、対外公表が遅れた。再発防止策の終了宣言後に3回目の偽装問題が発覚。メーカーにおける偽装事案の根深さ、事後対応徹底の難しさがわかる。

（6）長期間継続した品質偽装事案

最近の大手電機事業者における30年以上継続していた品質偽装が発覚した事案。社員アンケートで内部通報しなかった理由について、あまりに長く不正が続いていると報告、通報による影響の大きさに恐怖を感じる、発覚によって生産自体が成り立たなくなる心配が生じ、自分が実態を明らかにすることはできない、黙ってこのままいくしかないという心理が働く。こうした心理は偽装問題の発覚を遅らせる一つの原因である。内部通報に期待するだけでなく、小さい事案を把握した際に徹底調査を行い、うみを出し切ることが重要。また、偽装事案では、偽装行為・手法に着目するだけでなく、ビジネスそのものや社内プロセス、フローを検証することが重要。現場の仕事のやり方、情報伝達、人員、技術開発能力、営業の交渉力などがある。この検証が実効性のある再発防止策策定を可能とする。

3．新しいリスクと不祥事

（1）不祥事に発展しうるリスク

海外贈賄リスク、個人情報・データ管理に関わるリスク、サイバー攻撃等によるシステム障害、環境規制に係るリスク、人権リスク、サプライチェーンにおける人権問題対応、地政学リスクと経済安全保障などがある。特に、個人情報に関わるリスク管理の重要性が高まっている。ユーザーや消費者目線でリスク管理をしないと、不祥事に発展する。

システム障害はメガバンクで重大な問題となっている。1年間に8回発生し、金融庁から報告命令が出された。ITガバナンス、人の配置、予算のかけ方などが課題となるが、ITガバナンス不全そのものが不祥事に発展しうる。

脱炭素への取り組みにおいてもリーガルリスクやオペレーショナルリスクが高まっている。

紛争鉱物の問題、サプライチェーンの上流における人権問題では、リーガルリスクとしての管理も必要。海外での訴訟提起の情報も得ておきたい。

グローバルビジネスの展開において国際基準に基づ

く人権への取り組みが不可欠であるが、日本企業の意識は総じて低い。人権への取り組みは「企業の責任」である。サプライチェーン全体における人権のリスクの把握、分析、対策が必要。さらに、地政学リスクとコンプライアンス、経済安全保障との関係も注視が必要。

コンプライアンスの問題は経営戦略やビジネスモデルの根幹。激しい環境変化を踏まえて、動的にリスクを捉え、予防する時代である。

（2）新しいリスク概念

レピュテーションリスク、コンダクトリスク、サステナビリティに関するリスクを取り上げる。マスコミの連続バッシング報道、炎上、株価下落、顧客離れ、人材採用への影響などのリスクに発展する。しかし、リスクの外縁があいまいであり、リスク感覚が問われる。多面的にリスクを見ることでリスク感覚が育つ。

コンダクトリスクは、法令による規律が未整備な領域において、違法ではないが、社会規範にもとる、あるいは商習慣や市場慣行に反する行為、透明性や公正性に反する行為。消費者や利用者の視点が欠如する、不利益を与えるような行動を意味する。不祥事予防においてコンダクトリスクという概念は重要である。

サステナビリティに関するリスクは、昨年のCGコードの再改訂時に具体例とともに盛り込まれた。オポチュニティ（収益機会）もあるが、リスク管理も必要。

4．コンプライアンス・リスクの高度化

（1）今後の方向性

コンプライアンス・リスク管理において、ルールベースからプリンシプルベースへの移行が顕著である。また、組織蔓延型不祥事やビジネス・組織構造上の問題への対処が必要になり、個人の善意・判断への依存からテクノロジーの活用、科学的アプローチの採用が進められている。従来のコンプライアンスの問題点を踏まえると、プロセス重視、ステークホルダー目線への切替、リスクへの想像力が重要。同質性の高い組織から多様性のある組織になると変化対応力が高くなり、リスク対応力も向上する。

グレーゾーンへの対応は、ルールメイキングへの参加、社内行動指針の策定、ガバナンスの強化（CLO = Chief Legal Officer =の設置）による。基軸は企業理念である。

（2）経営陣のコミットメント

コンプライアンス・リスク管理で最も重要な事項は経営陣のコミットメント。経営陣がコンプライアンス・リスクはビジネスと不可分一体であり、ビジネスモデルや経営戦略と表裏一体であることを認識する必要がある。ビジネスや経営戦略と離れてコンプライアンスは存在するわけではない。そのうえで、経営陣がコンプライアンス・リスク管理の主導的な役割を果たすべきである。

（3）企業文化の醸成

企業文化が役員や職員に与える影響をよく自覚しておく必要がある。人事（評価、登用、報酬）は企業文化に影響を与える重要な要素である。コンプライアンスに対する取り組みを人事評価項目とすれば、これは経営陣のメッセージとなる。また、基本的な価値観理念、行動規範は企業文化をつくる。そして、あるべき価値観・理念、企業文化の明確化と醸成が必要だ。企業文化の測定方法として社員アンケートがある。しっかり分析して、コンプライアンス施策や、よき企業文化の醸成に活用する。

（4）管理体制の枠組みとしての3線防衛線

3線防衛線をグループリスク管理にも導入する。脆弱な内部監査（第3線）の機能強化は喫緊の経営課題。監査役や監査等委員会との連携によってモニタリングを強化する。内部監査部門からのデュアルレポートラインの導入は重要。取締役会への報告と監査役との連携・報告が重視される。

内部監査部門の強化のためには、独立性と専門性確保、人材も育成、確保が重要である。専門職の採用、社内育成、キャリアパスに入れること等を検討、実行すべきである。内部監査部門は全社を経営の目線で見るため、将来の幹部ひいては役員を見据えたキャリアパスに入れる取り組みも増えていくだろう。

5．サステナビリティ課題とCGコード

サステナビリティへの課題への取り組みを経営戦略に反映させる。全社的な検討、枠組みが必要である。今後、非財務情報開示の統一的な枠組みを検討中であり、注視すべき。

6．不祥事予防の実務―不祥事予防のプリンシプル

上場会社はプリンシプルに基づいて不祥事予防を行うことが期待されている。

プリンシプルは原則1から6まである。原則1は実態把握、原則2は使命感に裏付けられた職責の全う、原則3は双方向のコミュニケーション、原則4は不正の芽の察知と機敏な対処である。原則5はこれらをグループ全体に、原則6はサプライチェーンに拡大している。

このうち原則6の「サプライチェーン全体での取り組み」を求めるのは、サプライチェーン上の問題も自社の不祥事にも影響しうるからである。そのため、サプライチェーンのリスク管理が重要であり、機関投資家やNGOが注目している。特に、サプライチェーンにおける人権問題をしっかり管理してほしい。国連の「ビジネスと人権の基本原則」（いわゆるラギー原則）に基づき各国で人権の行動計画の策定が進んでおり、日本では2020年に行動計画が策定され、企業に対して行動計画を策定し、それに従った対応を求めている。

ラギー原則が企業に求めている取り組みは、①人権方針の策定、②人権デューデリジェンス、③グリーバンス＜grievance =（不当と考える事に対する正式な）抗議・苦情＞、苦情処理対応の機関の設置、の3つの柱である。①は対応済みの企業が増えているが、②人権デューデリ体制については整備している途上の企業が多いだろう。③グリーバンス対応機関の設置は今後

の課題。機関投資家とのコミュニケーションで問われる。監査役としても押さえるべき事項。

脱炭素や気候変動等、環境問題への対処は、もはやビジネスの資格要件といえる。

環境問題、人権問題を一体として捉えるのがグローバルスタンダード。

７．不祥事の兆候の把握

リスク情報の把握ルートは多様で、職制報告、内部通報、内部監査、外部からの情報提供等がある。どのルートからであってもリスク情報を集約し、分析する必要がある。グループ全体、グローバル全体でのリスク情報の集約・管理が重要な課題である。リスクベースで情報収集、分析を行うが、その前提として、リスクマップの作成が必要。社会環境の変化によりリスクも変化するため、毎期、リスク評価を見直しながら更新し、取締役会や経営陣の中でも共通認識を持つことが重要である。

内部通報制度は重要であり、改正公益通報者保護法が今年の６月１日に施行される。指針も策定されており、指針に基づいた対応が事業者の法的義務となった。監査役は改正法対応の進捗チェックを行わなければならない。体制をつくることと、通報者保護の徹底がメイン。通報対応する役職員を従事者指定し、罰則付き守秘義務を負わせる。通報者への不利益防止に加えて、探索禁止も明確にされたので、対応が必要である。なお、内部通報によるリスク情報の管理や把握は、調査や是正、再発防止まで含まれている。

監査役にとっては、監査役の窓口、又は監査役が経営陣から独立した措置として通報対応についてモニタリングし、報告を受けることが指針でも定められた。監査役もそのスタッフも従事者指定される可能性が高い。内部通報制度や公益通報者保護法に対する理解は、監査役は自身の職責としてしっかり持っておく必要がある。運用実績の開示も定められたので、公益通報者保護法対応としてフォローアップが必要である。

８．有事対応の実務

有事対応も取引所のプリンシプルがある。原則は４つ。原則１は不祥事の根本的な原因の解明、原則２は第三者委員会を設置する場合における独立性、中立性、専門性の確保、原則３は実効性の高い再発防止策の策定と迅速な実行、原則４は、迅速かつ的確な情報開示である。有事対応は、このプリンシプルへの対応でよいだろう。

有事対応において徹底した事実調査が重要。調査スコープの設定は重要である。当初事案の調査とともに、類似案件調査が必要。調査スコープ設定についても合理性が要求される。調査手法としては、デジタルフォレンジックや AI の活用がある。

９．サステナビリティ課題への取り組み

（１）投資家とのエンゲージメント

サステナビリティ課題への取り組みは投資家の重要な関心事になった。今後、金融機関からのチェックも強化されるだろう。投資家は対話を重視する。突然、投資を引き揚げたりしない（ダイベストメント）。まずエンゲージメントを実施し、重大リスクにもかかわらず放置していれば、ダイベストメントがあり得る。

最近は、Voting、すなわち議決権行使の機会が増えている。「ESG アクティビスト」というワーディングもあるようだ。従来の機関投資家の議決権行使基準は、業績、経営方針、利益還元が中心だったが、ESG に関わる株主提案を行ったり、NGO の提案に賛成と議決権を行使するようになった。日本でも今後同様の動きが出てくると思われる。

機関投資家と国際 NGO との連携が進んでいる。国際 NGO の保有する情報は現場に近い従業員や地域住民の人権に関わる情報。被害者の声、航空写真等などを通じて分析するとともに、意見交換を行っている。企業が国際 NGO から対話申込を受けた場合、正面から向き合い、対話を行う必要がある。対話の対象は「E」「S」と「G」。以前は環境のみが強調されていたが、人権課題についての対話も増加していると思われる。今後、非財務情報開示が進み、ガバナンス、リスクマネジメントに関する対話を求める機関投資家は増加するだろう。内部通報制度の運用実績も外部開示の対象となり、エンゲージメントの対象にもなるだろう。なお、安全や健康も人権に含まれる。コロナパンデミック下での企業の virus 感染症対策の状況、BCP、健康や安全への取り組みは、ビジネスリスクに直結しており、今後の対話の対象とされるだろう。プライバシーについては、「AI と倫理」として議論が盛んになっている。テクノロジーの活用によるプライバシーの侵害の問題が繰り返し指摘されている。例えば Facebook の内部告発者は、子どもに悪影響を与えることを知りながらそれを放置していたと告発し、Facebook は非難を浴びた。プライバシー、テクノロジーにおける倫理はビジネス推進において避けて通れない問題である。ダイバーシティやジェンダーの問題もしかりである。

（２）ESG に関わるリスクの複雑性

リスクは複雑化している。社会的責任、企業価値を高めるためにどうするかという視点でリスクを評価することも必要であるが、リーガルリスクとしても分析評価、管理が必要。欧米では、環境規制、人権の取り組みについての法制化が進んでいる。

サプライチェーンにおける人権リスクの特定、分析評価、対応の進め方は悩ましい。tier 1 → tier 2 → tier 3 と上流にさかのぼるが、チェーンの網の目が下流からはわからない。そのため、開示義務を課しているのが欧米。

人権リスクは、地政学リスクの影響もうけ、非常に複雑である。ラギー原則にもとづく取り組みに加えて、国際通商問題として取り扱われるリスクが高く、経営陣は決断が迫られるため、平時からスタンスを明確にしておく必要がある。監査役はしっかり確認しておくことが必要である。

プライバシーや個人情報やデータ管理に関するリス

クも高まっている。また、知財に関する問題も経済安全保障との関係でリスクがある。環境規制は、独禁法との関連の整理が必要である。

機関投資家は、リスクマネジメントやガバナンスを「E」と「S」の基盤として最も重要であると認識している。ガバナンスがしっかりしていれば、「E」と「S」の軌道修正が可能であるからである。

ガバナンスにおいてもダイバーシティが重要。変化に対応するためには、多様なメンバーによるガバナンスが効果的である。

10. 経営者等とのコミュニケーション

監査役と経営者とのコミュニケーションが重要である。信頼関係と健全な緊張関係を持つ。経営方針の確認、リスクの共通認識化を行う。監査役は他の役員、幹部とのコミュニケーションを実施する。常勤監査役には、事業内容の理解、社会とつなぐ役割を期待したい。

11. まとめ

1点目は、多様化したリスクへの対応のために、リスク管理の高度化が必須である。

2点目は、マルチ・ステークホルダー・エンゲージメントの重要性である。投資家との直接エンゲージメントは執行側や社外役員が行う。監査役はモニタリングになるだろう。

3点目はESGとこれの基盤としてのガバナンス強化が重要である。監査役の重要な役割である。

（本要旨は講師の五味祐子先生からご寄稿いただきました）

第346回監査セミナー　Zoomによるウェビナー形式にて　2022年3月18日

演　題：2022年3月期決算を迎えるにあたって
変わる企業会計と開示・問われる企業経営
（非財務情報の開示に向けて）
講　師：EY新日本有限責任監査法人パートナー
公認会計士　中島康晴氏

コロナ禍で迎える3度目の年度末決算となります。今回の決算はコロナ後の再スタート年度です。コロナで傷ついた損はしっかりと出す機会とも言えます。また脱炭素へのスタートの年でもあります。この辺をわきまえた決算・開示を心がけてください。問題の先送りは許されません。講演では200近いスライドで解説しましたが、ここではその十数枚を選択して簡単にコメントします。（是非HPのYouTubeをご覧ください。）

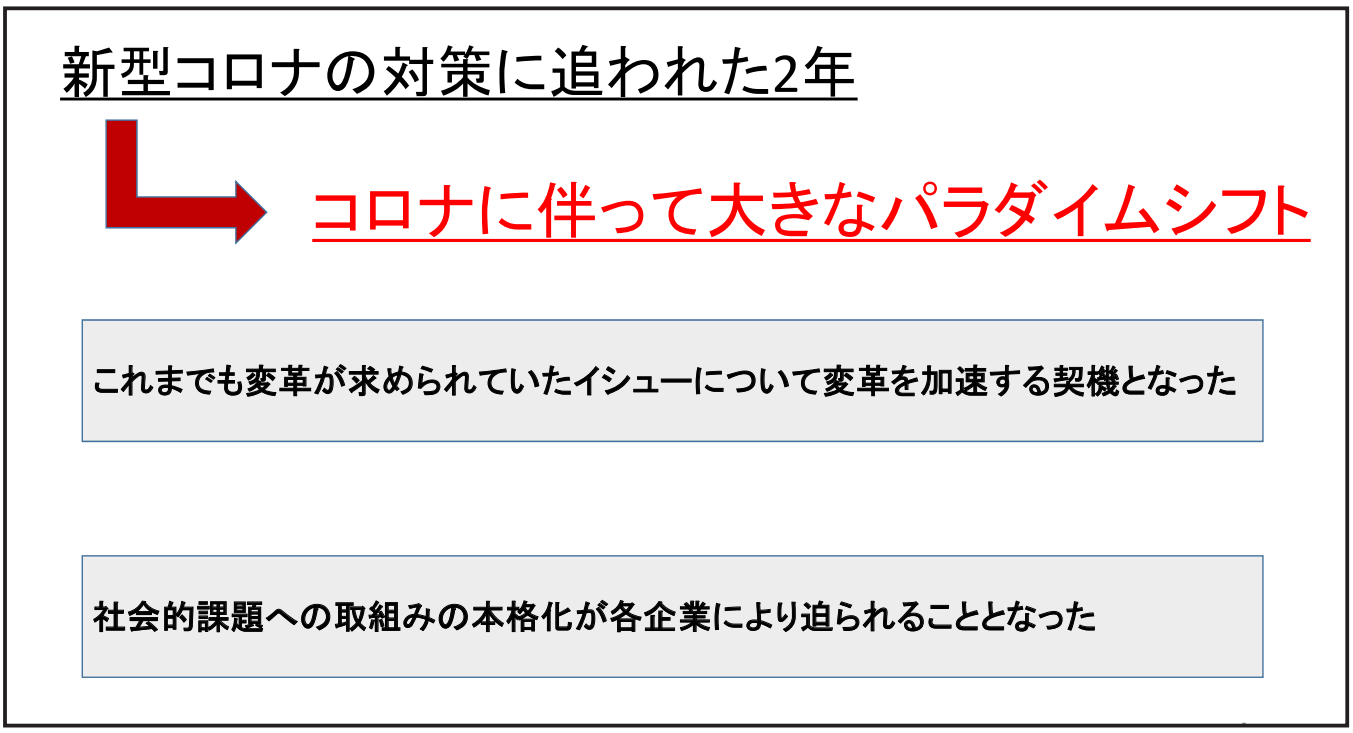

デジタル化やリモートなどの働き方改革をはじめとする多くの対応を急に求められることになりました。社会課題とは、人権や環境といった問題です。なお、2022年2月24日に始まったロシアのウクライナ軍事侵攻が暗い影を落としており今後企業への影響は避けられない見通しです。

脱炭素の原動力となる欧米の金融界

（グリーン投資への期待）

→ 世界的な脱炭素の潮流

化石燃料依存社会から再生可能エネルギーを基盤とする脱炭素社会への転換

脱炭素マネーを生み出すルールや市場の仕組み作りの活発化

これは CO_2 削減や温暖化対策を掲げる単なる環境団体の活動ではありません。CO_2 に絡めて投資を促進するという金融界の動きです。金融業界再生のため、脱炭素に金融を付けると言っているのです。この様な金融業界・金融市場の動きをしっかりと見極め、脱炭素の方向に舵を切らないと企業価値を落としかねませんし事業の成長もありません。

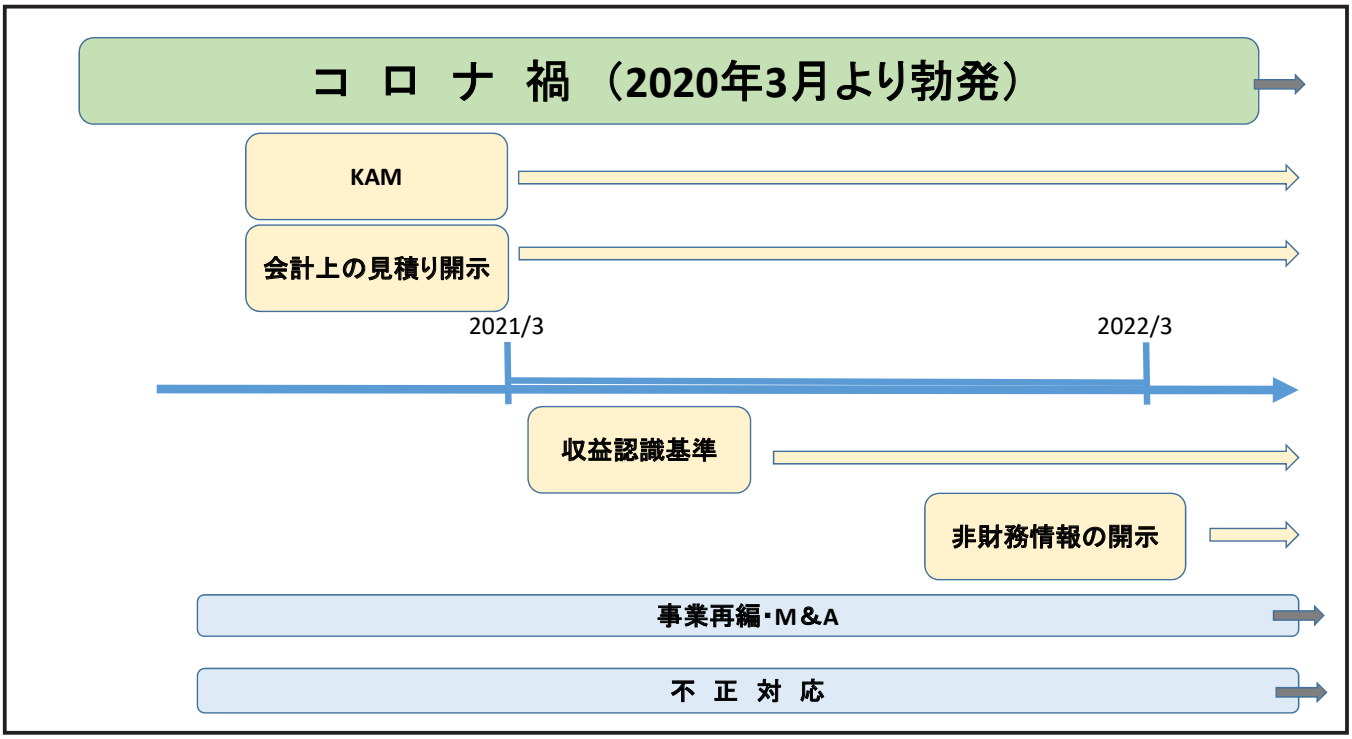

2022 年 3 月期のポイントは上記の 6 項目としました。

なぜ今このような改正が行われるのか？その背景は？（私見）

- 国際会計の流れに沿った改正とはいうけれど・・・、これでは説明になっていない。
- （腹に落ちない！）もっと本質的なことを知りたい。
- IFRSは「資産・負債アプローチ」である（純資産アプローチ）。
- IFRSは「デューデリ会計」である。企業評価のデューデリ時に「売上高」は重要事項である。
- 企業が収益獲得をして成長していくわけであるが、その販売（収益）行為によって、債権（資産）を獲得するためには、果たすべき義務（履行義務）が存在し、対応するコストをかけながら、その「履行義務」を充足していく必要がある。ここで、「残存履行義務」がいまだある段階での収益計上はまかりならない。企業評価を誤る。
- また、ある時点での「残存履行義務」を明らかにし、その残存履行部分に対応する将来コストの見積もりと比較をして、将来損失が生じる場合には、当然のことながら損失引当金を計上すべきである。その橋渡しとなる（将来収益を残存履行義務ととらえることにより、将来コストをも浮き彫りにして将来損失の引当金計上を適正にするもの）・・・そのための収益認識基準である。
- 「収益の期間帰属を適正に」などという生易しいものではない（P/L志向ではない）。
- したがって、残存履行義務の注記は非常に重要なものとなる。
- なお、IFRS15号では、契約コスト（契約獲得のための増分コスト（契約締結をトリガーにして契約後に発生したコスト）で残存履行義務を果たすためにチャージされている資産）を注記対象としている。また、当該契約コストは償却対象であり、かつ減損の評価対象でもある。この会計基準は日本基準においては採用されていない。

10

収益認識基準は IFRS15 号を日本基準に取り込んだ形です。日本の会計基準は経営成績、財政状態を示して経営者の経営判断に資することを大きな目的としていますが、これに対し、IFRS は「投資家が企業価値を算定するための情報開示」を目的とした開示ルールの色彩が強いものとなっています。

企業価値を算定するにあたってはその売上の数値自体も重要なものとなるという理解です。合併・統合するときに相手（株主）から何が問われるかを考えると分かり易いと思います。また、残存履行義務も、統合等するときに最大の検証事項になります。

資本市場における適正な財務報告を担保するための取組み

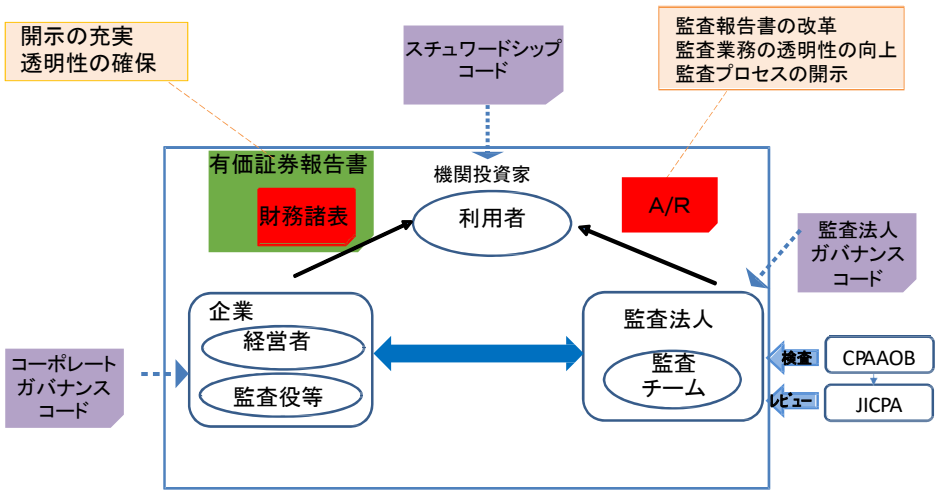

29

KAM を議論するときは大局的にものを見るようにしましょう。資本市場の全体構造から考える事が大事です。KAM は資本市場での財務報告の透明性の確保という趣旨から制度化されたものです。投資家への質の高い情報提供に資するために企業と監査法人が双方でコミュニケーションを図り責任を果たすという認識が必要です。

減損会計

減損会計のルール

Ⅰ資産のグルーピング

減損処理を行う際には1資産グループを基準とするべきである。また、ここで1資産グループとは概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位のことをいう。

Ⅱ減損の兆候

減損の兆候としては、次の事象が考えられる。

①資産又は資産グループが使用されている営業活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。

②資産又は資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該資産又は資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。

③資産又は資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。

④資産又は資産グループの市場価格が著しく下落したこと。

Ⅲ減損損失の認識

当該資産又は資産グループに減損の兆候がみられる場合には減損損失の認識を行うかどうかの判定を行う。当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には減損損失を認識する。ただし、当該資産が半永久的にキャッシュ・フローを生み出す場合などには、キャッシュ・フローの見積もり期間は資産グループ中の主要な資産の経済的耐用年数と20年のうち短い方を用いる。

Ⅳ減損損失の測定

減損損失の認識を行うと判定された資産又は資産グループについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額する。帳簿価額と回収可能価額との差額を当期の損失（減損損失）として処理する。なお、回収可能価額とは次のうちいずれか大きい方のことである。

使用価値：資産又は資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの割引現在価値
正味売却価額：資産又は資産グループを現時点において売却した場合における売却価額

48

グルーピングは減損のポイントです。コロナにより事業フォーメーションが大きく変化している業種にあってはグルーピングを見直す機会かもしれません。グルーピング変更の合理性と特に適時性については十分な検討をしてください。

割引前将来キャッシュフローでみる認識ステージは、割引前であると同時に税金考慮前であるという点で非常に簡便的かつ緩いものとなっています。認識ステージでかろうじてクリアしたからといっても将来成長を大きく入れているような場合には、会社の姿勢としていかがなものでしょうか。

仕　訳

資産	500	負債	400
		資本金	700
のれん	630	繰延税金負債	30

子会社の利益のうち投資時に留保しているものについて、将来配当の可能性がある場合で、配当受領時に親会社において受取配当金に係る追加の税金負担が生ずると見込まれるときには、親会社は投資時に税効果を認識し、繰延税金負債を計上する。

買収した子会社のB/S

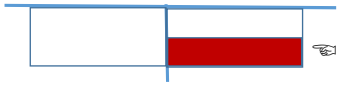

この留保利益に係る親会社の税金負担額を繰延税金負債へ計上

63

繰延税金負債を見落とさないようにしてください。将来的に子会社の留保利益を配当する場合等に係る税金を繰延税金負債として計上します。その分のれんが増えます。買収額算定時にも当然にこの負債を織り込み済みであるはずです。

	人アプローチ	拠点アプローチ	手口アプローチ
取引記録の検証（証票チェック）	○	○	○
インタビューの実施	○	○	
メール履歴のチェック（フォレンジック）	○	○	
アンケートの実施			○

海外子会社の不正は依然として多い状況です。コロナ禍で目が行き届かず、不正が潜在的に生じているかも知れません。今後発覚してくる可能性があります。常にアンテナを張っていてください。

不正が発覚した場合、類似の不正は他にないかが検証されます。その本人、その拠点、またその手口で他に不正が起きていないことを立証しなければなりません。

3月以降に不正が発覚した場合はさらに難易度が増します。内部統制の改善は年度末までにはできていなかったわけで、改善は手遅れということですから。

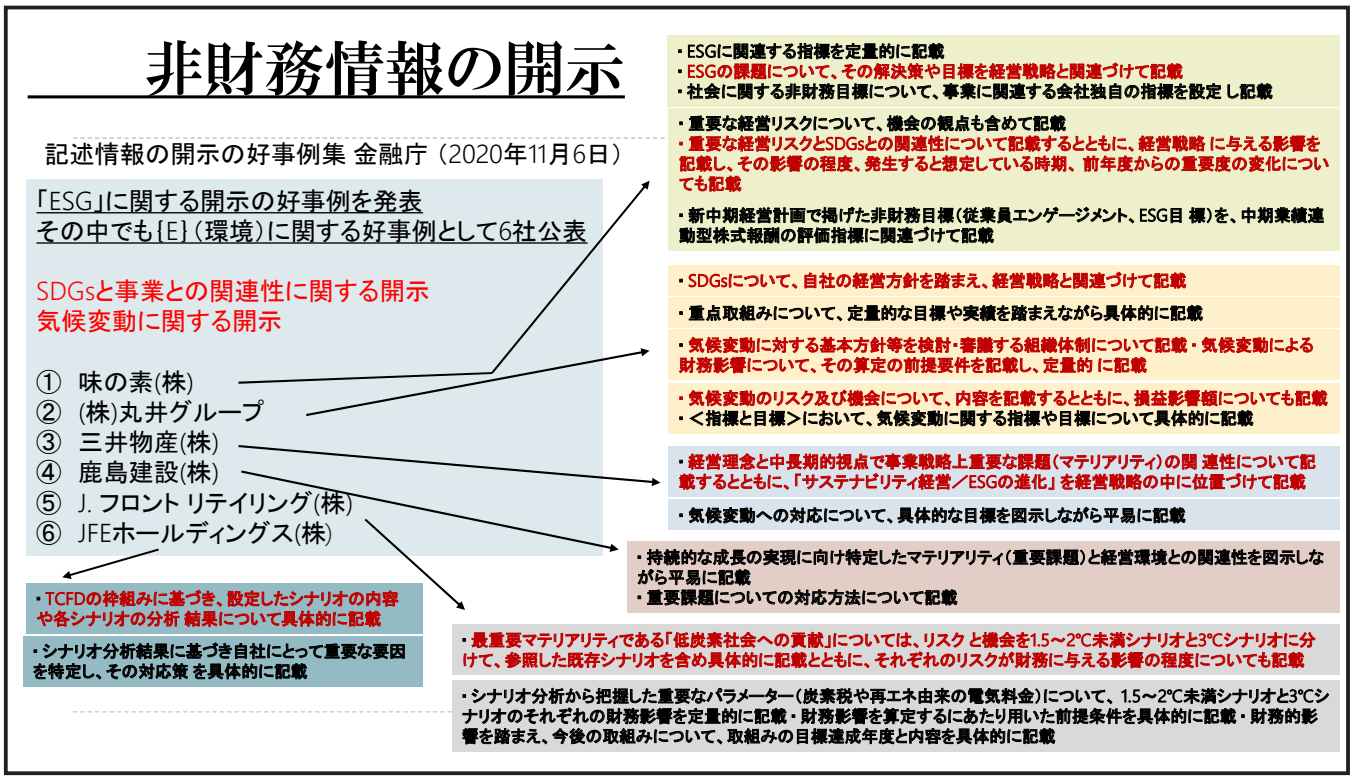

非財務情報の開示についての好事例としてどのような記載が評価されているのかを具体的につかみましょう。TCFD・ESG・SDGs・マテリアリティ・シナリオ分析・・・基本用語の理解は大丈夫ですか。

なお、気候変動開示については、TCFD 提言が開示の標準になりそうです。ソフトロー（ガバナンスコード）からハードロー（開示省令）の流れで進みます。企業の対応は待ったなしの状況です。

まず東京証券取引所が 2022 年 4 月に予定する市場再編で最上位市場に上場する企業に開示を義務付けるほか、さらに対象を広げて、2023 年以降に有価証券報告書を提出する企業全体に開示を盛り込むよう求める状況です。

世界的に詳細な開示ルール作りも本格化している。ルール作りを担う IFRS 財団は 2022 年 6 月を目途に、TCFD 提言を基にした、より具体的な各国共通の開示ルールをまとめる方向です。

「その他の記載内容」に関連する監査人の責任

監査基準委員会報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（以下「監基報720」）が改正され、2022年3月期決算に係る財務諸表の監査から適用となる。

・「その他の記載内容」とは、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書を除いた部分の記載内容のことである。
・監基報720では、「その他の記載内容」に対する監査人の作業を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとしており、従来以上の対応が必要になると考えられる。
・会社法監査において、「その他の記載内容」は事業報告及びその附属明細書となる。
・従来と同様に、事業報告及びその附属明細書は、会計監査人の監査対象ではないが、監基報720では、「その他の記載内容」に対する作業の結果を監査報告書に記載することとされている。

変わらない点	変わる点
・ 意見を表明するものではない ・ 通読し、財務諸表との重要な相違を識別する ・ 監査証拠の入手を要求するものではない	・ 監査の過程で得た知識と比較する ・ 「その他の記載内容」における重要な誤りの兆候に注意を払う ・ 「その他の記載内容」に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告する ・ 監査報告書には、常に「その他の記載内容」区分を設けて記載する

119

監査人は、その他の記載内容にも注意を払うようにとのことです。監査対象ではありませんが当然に従来よりはチェックのレベルは上がります。監査報告書における「その他の記載内容」区分の記載は 2022 年 3 月期からです。

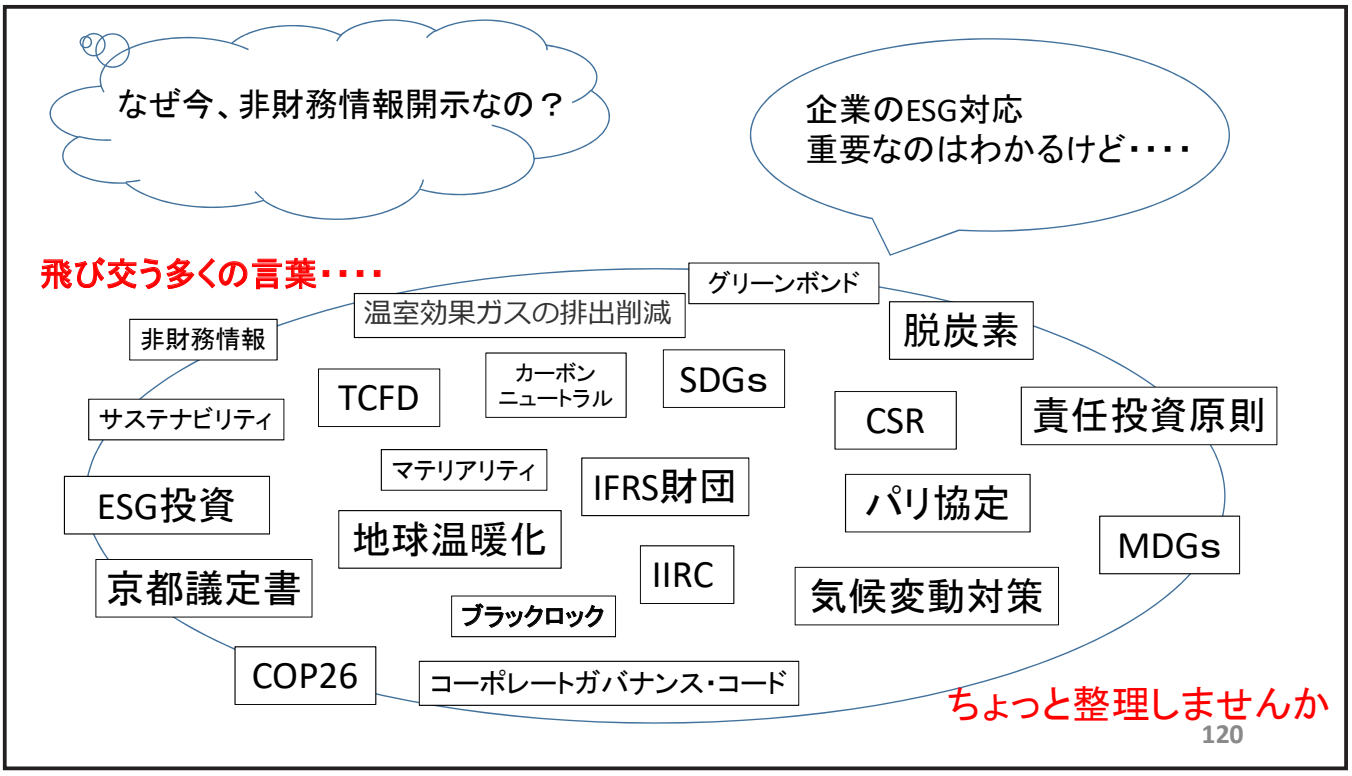

飛び交う多くのサステナビリティ関連用語。頭の中混乱していませんか。私は大混乱です。整理の必要を感じます。

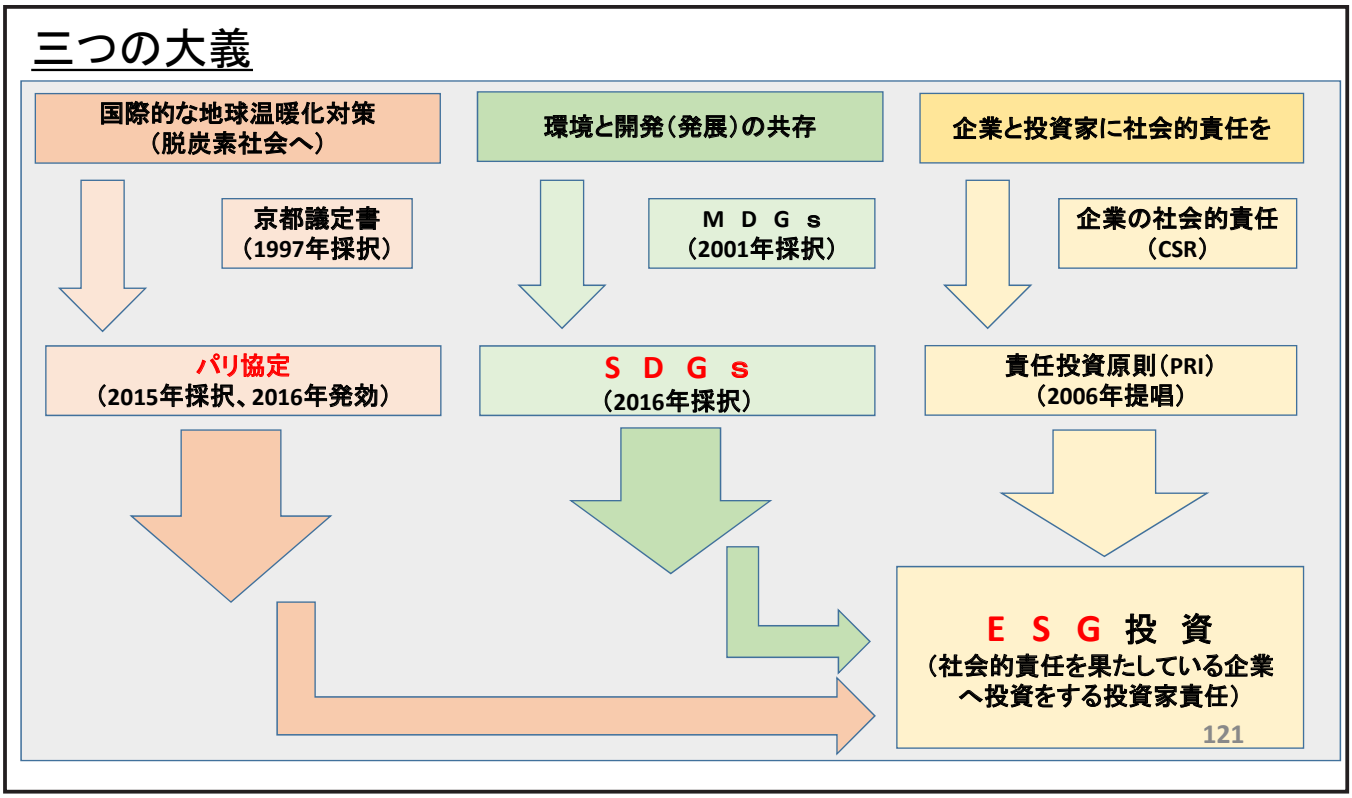

分解してみると３つの異なる大義が根本にあります。この３つの大義を歴史的に整理してまとめましょう。現在、この３つの考え方や取り組みが錯綜混乱して使われているような気がします。

しかし、結局はすべて金融の話に収斂していきます。最初の発端となった経緯や考え方は大きく違いますが、それらが一緒くたになり金融を通して国際社会や経済活動ひいては企業経営に大きな影響を及ぼすうねりとなっているのが現状ではないでしょうか。

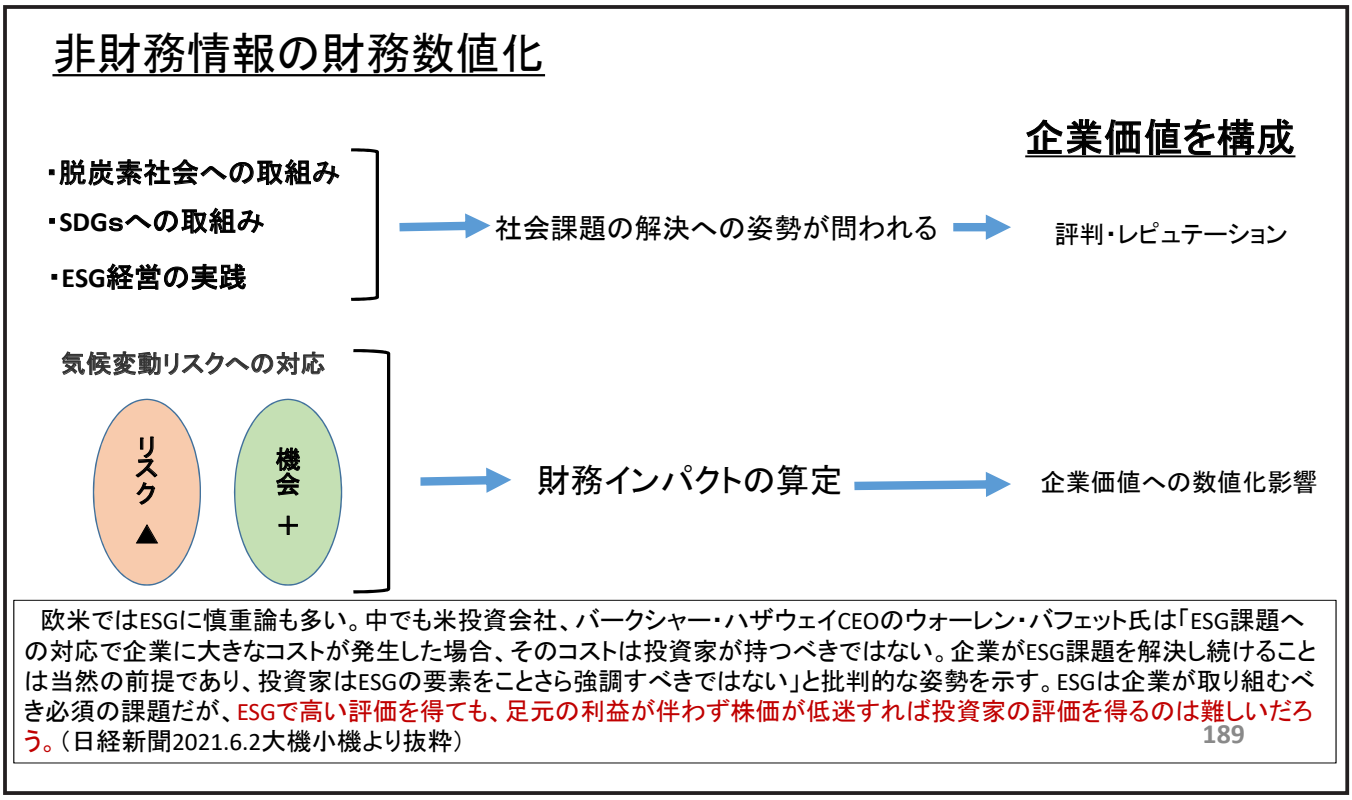

CO_2 対策をしっかりうたわなければ、企業価値を損ねることになります。例えば、今稼働している機械設備は CO_2 を大量に排出していませんか？設備廃却等脱炭素への移行による将来財務への影響を算出する必要があります。

将来的には非財務情報の財務数値化が進むと考えられます。非財務情報が企業価値を大きく左右する時代になる中、投資家に企業価値算定のための情報を提供するツールとなっている現在の企業会計の姿として当然の帰結とも言えないでしょうか。また、投資家から企業監査への圧力も生じており、気候変動リスクの開示に関する監査強化の動きも予想されるところです。

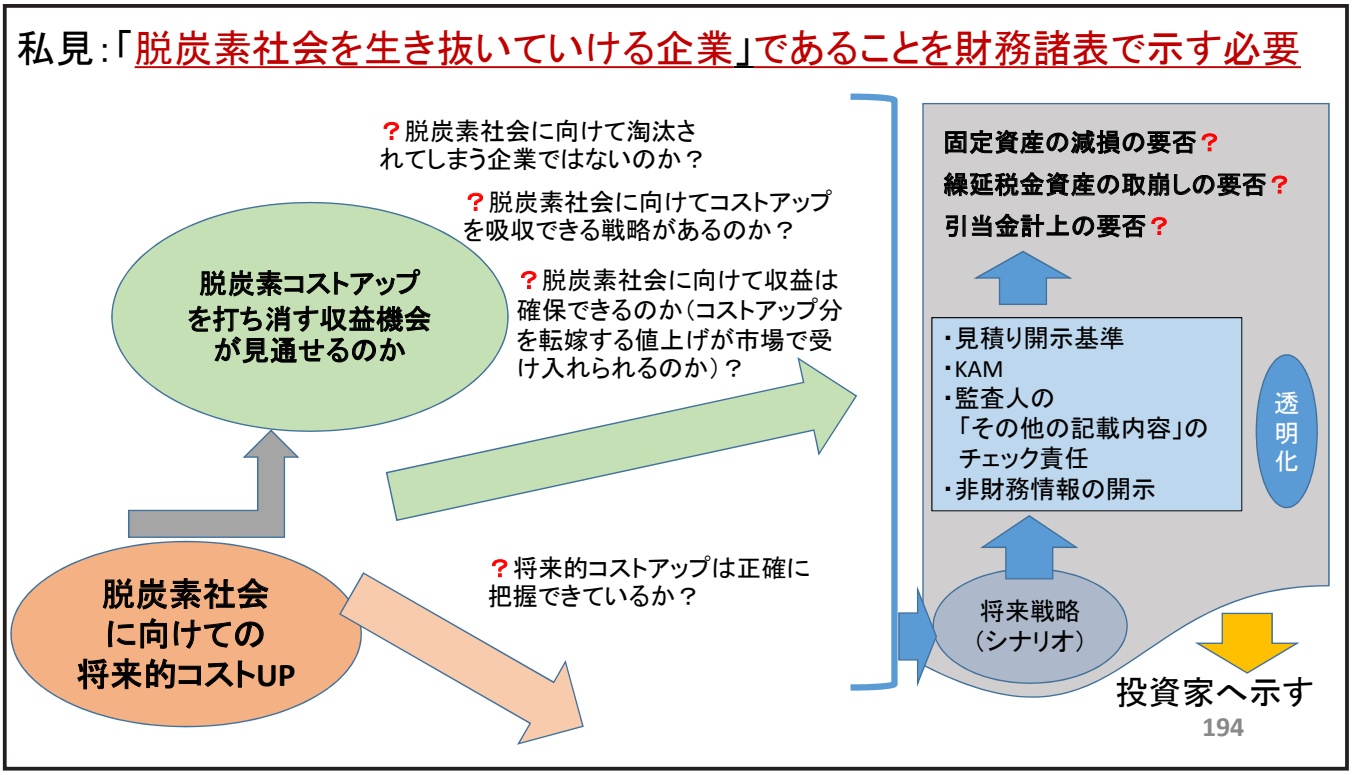

脱炭素へ取り組まない企業には金融が付かない流れになってきている以上、自社は脱炭素に積極的に取り組んでいる企業であることを投資家に示す必要があります。そして、脱炭素社会におけるコストアップを吸収できるレジリエンスが問われているのかも知れません。将来的には、気候変動リスクは財務諸表の注記やあるいは見積りにより引当金等の形で財務諸表に記載をするようになるかも知れません。

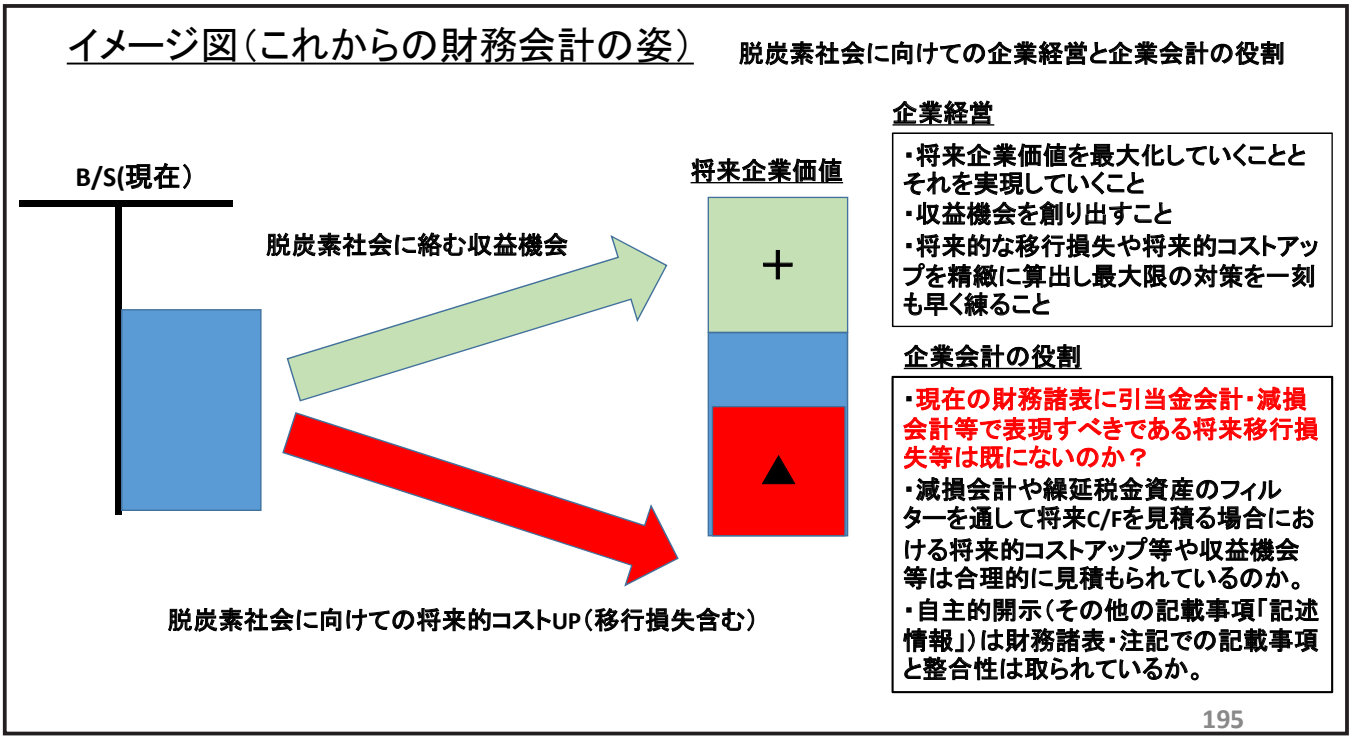

脱炭素社会に向けての企業経営とは、将来的な移行損失や将来的コストアップを克服して新たな成長を実現することです。そして、その姿を適時適切に示し企業価値算定のための有用な財務情報を提供することが企業会計の使命となると思います。

（本要旨は講師の中島康晴先生からご寄稿いただきました）

第784回講演会　Zoomによるウェビナー形式にて

2022年3月11日

演　題：「国土学」が解き明かす日本の再興
講　師：（社）全日本建設技術協会会長、国土学総合研究所所長　大石久和氏

Ⅰ．はじめに

本日のテーマは「“国土学”が解き明かす日本の再興」です。

国土学とは、「国土に働きかけることによって、国民は恵みをいただく、働きかける度合いが大きければ大きいほど、大きな恵みをいただくことができる」という考え方です。国土に働きかけるとは、インフラを整備していくことが基本になります。分かり易いのは、例えば高速道路は、ドイツのアウトバーンのようにネットワークになっているのと途切れ途切れでかつ2車線だらけの高速道路でどちらの国の競争力が高いか。こんな捉え方です。

我々の日本国土、ヨーロッパの国土、中国の国土、とそれぞれの民族は、国土との付き合いのなかで歴史を作ってきました。災害が多いのか、大平原なのか、山だらけなのか、河川が急流なのか、といった国土の違いが民族の感覚、時間観、宗教観とかを作り上げてきました。そうした見方をして初めて日本人が理解できるというのが国土学です。本日は後半部分で触れてみたいと思います。

Ⅱ．日本の再興について

前半で、皆さんと是非共有したい認識があります。それは、日本の再興についてです。日本は今大変な勢いで転落を続け、世界の中から大きく劣後し存在感が消えてしまっています。そのことを十分に認識した上で、そこからもう一度、あの厳しい戦災から復興し世界の奇跡といわれた経済成長を成し遂げた、あの輝いた時代をもう一度取り戻すために、我々は何をすればよいかを一緒に考えたいと思います。

《経済成長しない日本～財政再建至上主義と株主資本主義が原因》

国民はこの25～30年間、ひたすら貧困化し、日本経済はまったく経済成長していません。時々メディアは、若干経済成長しているような報道をしますが、これは実質経済成長率を見ているからです。デフレが続いている中では、名目で見ないと意味がありません。日本はこの25～30年間、名目のGDPが、世界のなかで全く成長しなかった数少ない国の一つです。いろいろな指標がこの国の黄昏を示しています。全ての原因ははっきりしています。財政の認識です。

1995年に財政危機宣言が出されてから、この国は坂道をころげ落ち始めました。今日でも財政再建至上主義を唱える人達が多くいます。財政省はもちろんですが、経済学者、政治家の中にもいます。と同時に企業統治改革がこの25～30年の間に行われ、株主資本主義の経営学がこの国を席巻し、転落に拍車をかけました。

その結果、非正規雇用が大量に増え、最大の国難の一つである少子化が進行しました。少子化の根幹的な原因は、非正規雇用の増大による結婚ができない若者達の増加です。有配偶者の出生率は下がっていません。結婚できた人達は、1人、2人、3人と産んでいます。これを捉えないで、男性の育児休暇を増やせとかの議論をしていますが、要は若者が結婚できなくなっていることが問題なのです。有配偶者が減っているのが問題です。そこにメスを入れた議論がほとんど行われていません。

今日は東日本大震災から11年目を迎えました。もう一つの大きな国難は、東日本大震災級の大地震が、近未来において関東を襲うことが確実であるにもかかわらず、それに対する備えをせずに、東京、首都圏の肥大化が続いていることです。パリやロンドンは大地震がくる恐れはほとんどないのに、総人口に占める比率は変わっていません。一方、大地震がくることが確実で、また大津波がくる恐れも高く、場合によっては富士山が噴火するかもしれない首都圏、東京が人口シェアを増やしている、それに対する処方箋を政治は何も用意していません。

《報道されない残念な事実～貧困化する国民と成長しない経済》

憲法には、「そもそも国政は、(略)その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」と書いてあります。つまり政治家が権力を振るうことができるのは、福利を国民に届けるためです。では日本国民はその福利を享受できているでしょうか。

世帯所得を見ると、1995年一世帯平均660万円あった所得が、2017年に550万円まで100万円以上下がっ

ています。分布を見ても200万円から400万円のところが増え、500万円以上のところは下がっています。つまりこの間、日本国民は福利を享受できていません。この間、政治は何をしていたのか、これに対する反省の声は聞こえてきません。

実質賃金について、先進国の中で伸びていないのは日本だけです。従って円の実力も無くなって、実質実効為替レートは、2010年を100として7割程度に下がっています。国民負担率（租税と社会保障負担の国民所得に対する比率）は、国民所得が増加すれば負担が増えても比率は上がりませんが、1995年の35％から2021年には48％まで上がりました。江戸時代の農民の五公五民のレベルに近づいています。繰り返しですが、これに対する危機感が政治の側から聞こえてきません。

日米のGDPと税収を比較しても、日本はGDPが全く伸びていないため、税収も伸びていません。アメリカは1990年から2018年にかけ、GDPは350％、税収は320～330％伸びました。1990年、日本の一般会計の税収は約60兆円でしたから、もしアメリカと同じように経済成長していたら、税収は2018年に180兆円程度になったはずです。2019年の財政規模は一般会計で約100兆円でしたから、80兆円もおつりがくる財政になったはずです。最近税収が60兆円を超えましたが、1990年レベルになっただけです。その内訳は、消費税だけが順調にむしりとられ、所得税も法人税も伸びてはいません。

各国の財政支出とGDPの伸び率はほぼ相関しています。財政支出を伸ばせばGDPが伸びるのは明らかです。1997年から2015年にかけて、中国は大変な勢いで財政支出を伸ばしたため、GDPも大きく伸びました。年率換算で13～14％の伸びです。アメリカも4％程度伸びています。日本だけが財政支出を伸ばしていないため、GDPもゼロ近くで全く伸びていません。日本だけが特別の例外になっています。日本が財政支出を伸ばしていないのは、冒頭に申し上げた財政再建至上主義のためです。

国連の統計で1995年から2017年までの各国の成長率ランキングをみると、平均で15.8％経済成長しています。アメリカは平均並み、ドイツは少ない方ですが4.3％伸びています。中国は1500％も伸びています。このなかで経済成長していない国が二つあって、それは内戦の続くリビアと日本です。

日本の名目GDPは、1995年までは順調に伸びましたが、それ以降は完全に止まりました。従って日本の世界的地位も下がりました。1995年には、世界のGDPの17.5％を占めていましたが、2017年には6.1％、直近では5％です。中国は逆に1995年に2％だったのが、今日ではアメリカに次ぐレベルになっています。

お隣の韓国との比較です。スイスのIMD（国際経営開発研究所）の競争力ランキングによれば、2019年に韓国に抜かれました。日本は30位、韓国は28位でしたが、2020年には、差が開いて日本34位、韓国23位です。韓国の後ろ姿がだんだん小さくなる哀れな国に堕落しました。文化面でも韓国は元気です。BTSという韓国のヒップホップグループは世界トップ級の人気を誇っています。映画「パラサイト 半地下の家族」はアカデミー賞作品賞を取りました。

これは、よほどわが国をめぐる諸環境が大きく変化したか、日本人が急に怠慢になったか、それとも政策を間違ったか、これぐらいしか選択肢はありません。急に日本人が馬鹿になるわけはありませんから、政策を間違えたからに違いありません。

《株主資本主義に走る日本の経営者》

労働分配率は企業のビヘイビアを表しますが、1995年頃から企業は、労働者に渡すお金を急激に減らしています。最近の新聞記事によると、企業の自社株買いが21年度は19年度の7.8兆円を超える見通しです。これだけコロナで従業員が生活に苦しんでいるのに、株価を上げて株主に奉仕することに熱心で、設備投資や社員に利益を回していない実態が現れています。最近、トヨタが春闘の要求額を全額のむ判断をしました。そうしたことがもっと起こるべきと思います。

企業の売上高、給与、配当金、設備投資の推移を見ると、1997年を100として2017年の売上高は103で横ばいですが、給与は93で7％もカット、設備投資は64で36％もカットしました。しかし配当金は573で約6倍も増やしています。これが従業員の働きのおかげで成り立っている企業の正しいビヘイビアでしょうか。

冒頭で国民の貧困化の状況を示しましたが、企業のビヘイビアによるところも非常に大きく、政府の財政再建至上主義と相まって株主資本主義もおかしいのです。岸田総理は、新しい資本主義を目指すとしていますが、そうであれば株主資本主義から脱却すべきです。これは公益資本主義を唱えている原丈人氏も言っています。岸田総理は原氏と何度も会っているようですから、是非、彼の話を聞いていただきたいと思います。

消費者物価を見てもデフレから脱却していないことがわかります。今回のウクライナの問題で石油や天然ガス、小麦などが値上がりすると言われています。すると消費者物価は上がります。CPIは総合の物価指数ですが、コアCPIは生鮮食品を除いたもの、コアコアCPIは、さらに石油などエネルギーを除いたものです。

その国の経済の実態を現しているのは、天候の影響で変化する生鮮食品や政治状況で上下するエネルギー価格を除いたコアコアCPIです。しかしメディアは消費者物価について、区別せずに総合だけを見て言うことが多いです。最近は原油の値上がりで総合は上がっていますが、コアコアは0％以下の低い水準のままです。わが国の経済は相変わらずデフレなのです。

《誤った財政認識こそ日本崩落の原点～財政制度等審議会（財務省、有識者）、メディア》

2014年の財政制度等審議会の「財政健全化に向けた考え方」では、次のように言っています。「家計が

保有する潤沢な金融資産と企業部門の余剰資金があるから、多額の国債を低金利で発行できている。しかしこんな資金環境がいつまでも続く保証は無いから国債発行額を減らして、債務残高を圧縮し、財政リスクを少なくする必要がある」と。この認識が間違っています。この間違いを冒している人が非常に多く、メディアも間違えています。これは、資金、お金がプールの中に貯まっているという認識です。このコロナ禍で政府は2020年、2021年にわたり多額の国債を発行しましたが、もし家計が保有する潤沢な資産の吸い上げになっているなら、何故2020年、2021年に発表された家計部門の金融資産があれだけ増えたのでしょうか。あるいは企業の資金余剰があれだけ増えたのでしょうか。全く説明できません。

2021年の財政制度等審議会の建議です。「金利上昇に対応できる財政余力の確保が不可欠」、「財政収支の黒字化目標を凍結するな」、「将来世代に負担を先送りしないよう財源を確保して進めるべき」などと言っていますが、財政再建至上主義に冒されています。これでは世界から信用を失います。

先に述べたように、国債は民間資金を吸収して発行している訳ではありません。もしそうであれば、2019年5月23日の日銀の雨宮副総裁の国会答弁、「国債は、銀行が保有する分については、信用創造を通じて預金が増加する」を否定することになります。雨宮氏が正しく、財政制度等審議会が間違っています。

その証拠があります。政府の債務残高は、1990年の200兆円から現在は1000兆円を超えるまで増えていますが、長期国債の金利は、6%から0%近くまで下がり続けています。国債発行が民間の資金吸収になるならこんなことが起きるはずがありません。国債発行は、民間への資金供給になっているというのが正しい考え方です。

長期債務残高とコアコアCPIとの関係をみても、債務残高が増えてもコアコアCPIは下がり続けています。インフレにはなっていません。国債の大量発行はインフレにつながると言われていますが、そうはなっていません。

日銀の元副総裁の岩田規久男氏も早稲田大学の野口悠紀雄教授も、国債は将来へのつけ回しではないとはっきり言っています。「将来の国債の償還金は、将来世代の国民に戻ってくる」という説明の仕方もありますが、一般的には、世界中の国がそうしているように、国債は永久に借り換えを繰り返すことができ、将来世代につけが残ることはありません。しかし新聞はそうは言っていません。2020年6月29日の読売新聞の記事では、「国債は国の借金を意味します」と書かれていました。国の借金とは何か、国とは政府なのか、国民なのか、民間企業なのか。正解は、「国債は、政府の債務で国民の債権」です。また「政府が借金を返済できないとみなされる」と書いていますが、正解は「通貨発行権を持つ政府が自国通貨で国債を発行しているのでデフォルトすることはない」です。これは財務省自身も認めています。

2021年10月12日の読売新聞の記事では、小峰隆夫大正大学教授が、巨額の財政赤字に対処するためには増税か歳出を絞るしかないと書いていますが、これはまったく家計の感覚です。歳出を絞った結果が、過去25年間の国民の貧困化と経済の非成長です。先ほど経済成長と税収の伸びとの関係で示したように、財政赤字への対処には経済成長による税収の伸びによるしかないというのが正しい考え方です。

こうして国民の皆さんには、財政再建至上主義が刷り込まれています。インフラなど整備している場合ではない、という考え方になっています。この認識が国民を貧困化し、経済成長を妨げ、世界の中で日本だけが落ちこぼれ、リビアとともに負け続ける国にしているのです。

《国債発行のメカニズム～民間資金の吸収ではなく資金供給になっている事実の証明》

国債発行のメカニズムの説明です。経済評論家の中野剛志氏の説明を私流に建設国債とトンネル工事におき直したものです。

国土交通省が100億円のトンネルを作るために、建設国債を発行しA銀行が国債を引き受けたとします。するとA銀行が持っている日銀当座預金が政府の日銀当座預金に振り替わります。A銀行は資金をかき集めて国債を買っているわけではありません。日銀当座預金は、もともと日銀から支給されたものです。これを受け国土交通省は、甲建設と100億円の契約を結びます。トンネルが完成すると国土交通省は、100億円の政府小切手を甲建設に交付します。甲建設は小切手をB銀行に持ち込み政府からの取りたてを依頼します。B銀行は甲建設の口座に100億円と記帳します。この瞬間に新たに100億円の民間預金が生まれます。同時に政府の日銀当座預金100億円をB銀行の日銀当座預金に振り替えます。

これでお分かりのようにAとBの銀行を合わせると銀行の持つ日銀当座預金に変化はあません。政府の日銀当座預金にも変化はありません。しかしトンネル工事の発注により、資材費、労務費などの需要が生じ、甲建設が得た100億円の預金が日本国に流れていきます。これがフロー効果によって経済の成長に役立ちます。そして交通の効率化、安全化というストック効果も生まれ、その効果が将来の長きに亘って日本経済を成長させることに役立ちます。これにより政府には、国債100億円の償還責任は残りましたが、社会に流通しているお金は減少していません。というより増えています。

また国債の償還責任も先に示したように、寿命の限られていない政府は半永久的に借り換えを繰り返すことができます。実際にそうしています。金利のみを支払っています。また現在は日銀が国債を半分近く保有しているので政府の実質的な金利負担も減少しています。

ダーウィンは言っています。「最も強いものが生き残るのではない、最も賢いものが生き残るのでもない、

唯一生き残るのは変化できるものである」と。我々も変化しなければなりません。財政再建至上主義という誤った財政認識をこの30年間続けてきたために、財政状況は全く改善しなかったのです。だったら唯一生き残るためには、ダーウィンが言うように変化しなければなりません。

《世界の先進国で唯一インフラ整備を大きく削減した日本》

令和元年（2019年）に財政制度等審議会は、インフラについて「着実な整備により、日本の社会インフラは概成しつつある」とデタラメな認識を示しています。

一般政府公的固定資本（公共事業費から用地補償費を除いたもの）の推移を見ると、主だった先進国の中で日本だけが1996年を100として2016年には57まで下げています。安倍総理時代も2012年に少し上げただけで民主党政権時代と変わっていません。諸外国は、伸びの低いイタリアでさえ125、ドイツは138、アメリカ190、韓国248、カナダ309、イギリス339と大きく伸ばしています。

「日本の社会インフラは概成しつつある」という認識は間違っています。過去との比較だけで判断するのではなく、交通インフラについては、競争相手国と同じ水準になっているか、例えばドイツのアウトバーンやアメリカのハイウェイに負けないレベルになっているか、防災インフラについては、自然の災害外力に見合ったレベルにあるか、自然や気象の凶暴化が進むなかで堤防は強化したか、ダムは増やしたかで判断しなくてはいけません。

バイデン大統領は3月1日に一般教書演説を行いました。ウクライナのことに多くの時間を割き北朝鮮のことに触れなかったという批判もありましたが、にもかかわらずインフラ投資については触れています。今こそインフラ投資をするべきと。5年間で1兆ドルのインフラ投資をすることをアメリカは決めています。日本の政治家で今インフラ投資に触れる人がいますか。これだけコロナで需要が減少し国民に仕事がなくなっている時です。成すべきインフラ整備を行い、国民が安全に暮らせるようにすることが求められています。

韓国の仁川空港は成田空港よりかなり後に開港しましたが、すでに滑走路3本を持っています。成田空港は2本だけです。アジアのハブ空港は仁川、金浦にとられています。何とかしなくてはと言いますが、何もできていません。財政再建至上主義に冒されているからです。

都市間道路の連絡速度は、1時間当たり日本は60キロ、ドイツ95キロ、フランス96キロ、イギリス80キロです。180キロ先に行くのに日本はたっぷり3時間、ドイツ、フランスは2時間かかりません。どちらの国の経済競争力が高いでしょうか。労働時間はどちらが短くて済むでしょうか。ミッシングリンクといいますが、高速道路で本来つなぐべきところでつながっていない所が沢山残っています。さらに暫定2車線といいますが、自動車専用道路で片側1車線の道路を高速道路という国はOECDの中で日本だけです。韓国は最近まで暫定2車線の高速道路がありましたが、今はなくなりました。日本は正面衝突の恐れのある自動車専用道路を高速道路と言っています。

《ガソリン税をめぐる問題～道路特定財源の一般財源化について》

私は現役時代、建設省、国土交通省で道路局長を経験しましたが、その時はまだ道路特定財源がありました。ガソリン税を道路整備に充てられる時代でした。それが2009年に廃止され、一般財源化されました。その時、暫定税率分について、ガソリン価格160円以上が3ヶ月続いた場合は値下げするというトリガー条項が付けられました。これを東日本大震災の時に復興財源確保のため法律で凍結しましたが、それを今原油高の中で、解除するかどうかが議論になっています。

ガソリン税は自動車の保有台数が多く、走行距離が長い地方にとっては重税です。都心に近い中野区と千葉県の太平洋岸の山武市で調べた例ですが、一世帯あたり中野区では年間1.2万円、山武市では19.3万円、山武市は中野区の15倍も多く払っています。国会でトリガーについては議論になっていますが、地方ほどガソリン税の負担が重い、そのことが問題だという議論はほとんどされていません。

地方の人は自家用車で動く以外に移動の手段を持っていません。従ってガソリン税は、地方の道路が良くなれば生活の質も良くなることから、地方の人が多く負担することに一定の合理性がありました。ガソリン税には、本則税率（28.7円）と暫定税率（25.1円）がありますが、本則税率は道路整備に充てるため、暫定税率は道路整備を急ぐという理由で暫定的に設けられたものです。

特定財源から一般財源に移した理由は、財政が厳しいから、自動車の利用は環境に良くないからというものです。そもそもガソリン税は、道路整備のために福祉や教育などの予算を削るわけにはいかないことから特定財源として設けられたものです。道路整備に使わないなら課税の根拠を失っていると思います。先に述べたように道路整備も十分といえないのに、一般財源化して福祉や教育に使うのは、奇妙な話と言わざるを得ません。政治が十分な議論ができていない例のひとつです。

《東京一極集中を防ぐ具体的な政策が求められる》

総人口に対する首都圏の占める比率は、1950年に15％程度でしたが、2015年には2倍の30％まで増えました。人も資本も資金も集まり続けています。これを愚かなことと言わずに何と言えばいいのでしょう。東京湾岸に立地している火力発電所は、13箇所もあります。もし東日本大震災級の地震が起き津波がやってきたら、すぐに稼動停止です。発電所が稼動停止すると関東の産業は全部ストップです。回復するのに時

間がかかります。世界の最貧国になる恐れがあります。その備えができていません。

ただそのチャンスはありました。消費税の導入に伴う法人税減税でした。1989年に消費税が導入されてから、2019年までに397兆円の消費税を徴収し、その間法人税を298兆円減税しました。この法人税の減税を、首都圏から地方に本社を移転した企業や地方に大きなサテライトオフィスを設けた企業への減税を大きくする、あるいはそうしなかった企業には減税しないなどの政策目的に使うべきだったのです。実際の減税は、単純に税率を下げるような形でしか行われませんでした。東京一極集中を防ぐ具体的な政策が求められています。

《日本国崩壊の真因～小選挙区制の導入》

政治が悪いのは、国民が悪いということでもありますが、国民が政治家を選択する仕組みが狂っているということもあります。

何度も述べましたが、1995年が転換期です。その前年、小選挙区制が導入されました。その時十分な議論がなされず、族議員を無くすとか、二大政党制で政権交代ができる国を目指すとか、上滑りの議論だけで導入されたように思います。

今、選挙の後、若い人に聞くと、「私が選んだ気がしない」と言います。選ばされたという感覚だと言います。議員も選挙民に選ばれたという感覚が希薄で、選挙民と議員との距離が開いています。選挙の前、自民党のある幹部は若手の議員に選挙区を歩いていないと怒ったと言います。でもそんなことする必要がないのです。自民党は政権党ですから候補者に選ばれさえすれば、当選する確率は高いですから、その議員は党本部に選挙区を与えられたという認識になっています。だから選挙区を歩かないのです。その結果、こんなに貧困化が進んでいるのに、給料が減った、残業時間を減らされたという国民の声が拾えていないのだと思います。

昨年、自民党と立憲民主党の代表選が行われましたが、その時使われた言葉は「寄り添う政治」「誰一人残さない政治」「温もりのある国」「思いやりの政治」などです。「思いやりの政治」というなら、今まさにコロナで仕事がなくなり苦しむ若い人に手を差しのべて欲しいです。コロナ対応で消費税や付加価値税を入れている国で減税しなかったのは日本だけでした。何とか救おうと動いた政治家がどれほどいたでしょうか。政治家は責任を取る必要のない言葉しか言いません。「まごころの政治」「一人ひとりが大切にされる社会」など当然です。「希望と安心のある社会」「普通の安心が得られる社会」にするため、具体的に何をするのかを言わなければいけません。政治家の言葉の劣化が進んでいます。このため1995年以降、冒頭に示した日本国憲法に違反するような状況がずっと続いています。

《4月28日を祝えない日本人～GHQ支配の継続》

「4月28日を祝えない日本人」をお話します。これはカレンダーにも市販の手帳にも一切記述がありません。新聞も書きません。1952年4月28日は、GHQによる占領から脱して主権を回復し、戦後日本の独立（沖縄などを除き）を果たした日です。戦後、新聞はGHQの言いなりの報道をしてきました。このことを日本のメディアは一回も触れていません。第二次世界大戦終了後は、軍の言いなりの記事を書いていたという反省の記事は書きましたが、GHQの占領後は、GHQの言いなりの記事を書いていたという反省は一回も書いていません。だから憲法を批判できないのです。

GHQは、日本に言論の自由を確立するためと言って、プレスコードを発布したのですが、実際はトンデモ級の検閲方針の発布でした。このことはほとんど知られていません。学校で教えていませんから。GHQは私信まで開封して検閲していました。検閲により削除または発行停止になる対象として、「新憲法の起草にあたってGHQが果たした役割についての一切の言及」があげられています。批判ではありません。一切の言及ですから書いたらいけないということです。また、「検閲をしていることについての直接間接の言及」も対象になっていました。ですから国民はGHQが検閲をしていたことを知りません。

だからこんなユートピア的感覚です。今のウクライナの状況を見てどう思われますか。憲法の前文には、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われわれの安全と生存を保持しようと決意した」と書かれています。決意するのは勝手だがそんなことで安全と生存が保持できますか。他にも「いずれの国家も自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、（略）日本国民は…この崇高な理想と目的を達成することを誓う」とあります。誓っておれば我々の安全は保障できますか。いつまでこのユートピアの世界で暮らしていくのでしょうか。この憲法を75年間一行も触っていません。それで良いのでしょうか。ダーウィンは、「変化しなければ生き残れない」と言っていますが、我々は75年間1センチも動いていません。

憲法改正の身近な例を一つ上げます。男女平等についてです。森喜朗元総理は女性が40％超えている理事会は時間がかかると言いました。それに対し女性の国会議員などが派手なパフォーマンスをしましたが、その2年前に幾つかの大学の医学部で女性が合格しにくくなるように、女性の合格水準を上げました。これは明確な憲法違反です。フランスでは1996年に憲法に「公職と公選による公務に女性と男性が平等にアクセスする」を書き加え、男女平等の促進を図っています。ドイツも基本法（憲法）に1994年、「国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在ある不平等の除去に向けて努力する」という一文を追加しています。日本は何もしていません。憲法改正を発議もせず、言葉だけのパフォーマンスです。それで世界のなかで女性の地位が百何十位と低い国だと嘆いているだけです。

Ⅲ. 国土学

《個の強要が日本人を破壊してきた》

国土学から波及した話です。日本人はチームを組んだ時に最大限の力を発揮します。駅伝が好きな国民は日本人以外にありません。アメリカにも中国にも有名なマラソン大会はありますが、駅伝大会はありません。彼らは個人が評価されないものは嫌いです。私達日本人は、個人が評価されなくてもチームとしての勝利を喜びます。優勝ができなくてもシード権を取れたことを喜ぶ、自分が全体に対して貢献できたこと、それを至福と感じるような国民です。

それは、我々が狭い国土の中で肩を寄せ合うように暮らしてきたことがその大元です。江戸時代の終わりまで、せいぜい400人から500人の集落を単位として暮らしてきました。その中で冠婚葬祭をやり、災害が起こったら道普請をやり、河川普請をやり、そして田植えも稲刈りも皆で共同してやる暮らしぶりでした。従って、仲間であることを極めて大事にしてきました。大事にしすぎたことによって、縛りがきつい、そのことから逃れたいと思っていた日本人がいたことも確かです。

今の若い人の中にも、我々が仲間主義だというと、そんな個人が尊重されないのは嫌だという人もいますが、それは違います。仲間がパワーを発揮するには、個人個人に個性と能力が必要です。駅伝も山の神がいたり、長距離が得意な人がいたりしてそれぞれが個性を活かすからこそ強い仲間ができるのです。そして日本人は仲間に貢献できたこと、あいつが喜んでくれた、あいつが笑ってくれたことに喜びを感じるように設計されているのです。だから京セラのアメーバ経営やトヨタが取り入れたQCサークル活動なども仲間主義だから成功したのです。

一方で、個の強要が私達を破壊しました。多くの企業が、一人ひとりの業績を評価することを経営の中に持ち込みましたが、うまくいきませんでした。前東京大学の情報学科の坂村健教授はこう語っています。＜「アメリカ人は一人でも戦える」。それは「無謀で無責任で自分勝手なアメリカ人」だから、個人としての責任を明確にすることにより力を発揮する。それに対し日本人は、「慎重で責任感が強く規律正しい」。しかし「悲観的で不安に弱い」。だから、明確になりすぎた責任感にたじろぎ押しつぶされる。したがってアメリカを真似て個人の競争や実績主義を取り入れてもうまくいかない。＞その通りかと思います。

思想家の内田樹氏も、「勤め始めてすぐに会社を辞める人は、自分の適性に合っていない、自分の能力や個性が発揮できない、努力が正当に評価されていない」と言います。「しかし勤め始めて数ヶ月や半年で自分の適性と仕事のマッチングが理解できるか疑問です。これは個性の強要、私の個性が発揮されなければいけないという考え方に圧迫され、萎縮しているからだ」と言っています。その通りかと思います。

そこで改めてGHQを見てみると、彼らは天才だったと思います。憲法13条に「すべて国民は個人として尊重される」と書かれていますが、これもGHQが作りました。各国の憲法を見ても、こんな条文を持っている国はありません。アメリカは日本を占領する2年も前から占領政策を研究していました。ベネディクトの『菊と刀』という本が生まれたのもその研究の成果の一部です。日本人は、個人としてバラバラにしてしまえば力を発揮できないと、アメリカは見抜いたに違いありません。そこで憲法に「すべて国民は個人として尊重される」という一文を入れたのです。家族としてでもなく、地域共同体の一員としてでもありません。これで本当にバラバラにされてしまった。今でもその延長線上にいるわけです。

《日本人は「自然災害死史観」、ユーラシア大陸は「紛争死史観」》

国土学は、国土の歴史的形成、そして国土の国際比較の観点から思考をめぐらせます。日本人はどのように国土に働きかけてきたのか。世界の人々は、いつ、何で国土に働きかけてきたのか、日本との違いは何なのか、という見方です。そして、国土の違いがもたらした異なる「個人観・集団観」と国土の特徴からくる経験の違いが生み出した差異について、現在私が思い至っているのが「自然災害死史観」と「紛争死史観」です。

日本人は、「災害死史観」です。歴史上多くの人が、地震や津波、台風や水害で亡くなっています。一方、中国やヨーロッパ、朝鮮半島もそうですが、ユーラシア大陸は「紛争死史観」です。歴史を見るとユーラシアは大規模な紛争が相次いで起き、大変な数の人間がいろいろな戦いで亡くなっています。従って紛争に如何に備えるか、紛争に如何に勝つか、というのが発想の原点です。

日本にも紛争はありました。戦国時代も関が原の戦いもありましたが、ほとんど死んでいません。日本人の研究者に合戦で死んだ人数を調べた人はいませんが、マシューホワイトというアメリカの研究者が世界中で起こったいろいろな紛争の死者数を調べています。彼によれば、近代の主権国家が生まれる基になったドイツを中心に戦われた三十年戦争では、750万人が亡くなっています。そんな紛争はわが国にはありません。ヨーロッパはこうした紛争を何回も経験しています。フランス革命では、150万人が亡くなりました。

日本の川中島の戦いは何回も戦っています。兵士のほとんどは農民ですから農閑期にしか戦えない、もしそこで兵士を損耗してしまえば、畑を耕す人がいなくなるので、死んでもらったら困るわけです。だから戦いは勢いで決まっていました。それで何回も戦うことができました。殲滅戦のような戦いをしていたら何回も戦えるはずはありません。そのことからくる我々と彼らとの感覚の違いがあります。

一つの例ですが、日本は外開きドアを使い、西欧や中国は必ず内開きドアを使っています。これは我々が如何に安全保障を日常のなかに取り入れていないかを

示しています。外開きだとドアノブを切られたらおしまいですが、私達は内側に物が置けるという利便性を優先して、外開きドアを使っています。西欧や中国は、一生に一度あるかどうかわからないのに、ドアの前に家具を置けば暴漢の侵入を防ぎ、家族の安全を守れるため、普段ドアの前に物を置けないという不便さを受け入れて、内開きドアを使っています。

私達だけが多種多様な一人称、二人称をもっています。英語では日常使いではIとYouしかありません。中国語もそうです。我々は、私、俺、おいら、わて、あんた、あなた、おまえ、など相手や状況に応じて使い分けています。

フランス語で「シテ（都市）」、英語で「city」という言葉は、ラテン語の「キヴィタス（civitas）」から派生しています。これは壁の内側の人が密集している場所と言う意味です。つまり都市は城壁があって初めて成り立つもので、城壁で囲わなければ安心して暮らせなかったのがユーラシアの歴史です。パリは真ん中にシテ島がありますが、そのまわりを城壁で囲み、それが狭くなったらセーヌ川をはさんでその外側の城壁を大きくしながらパリの街は成長していきました。ルイ14世の時に一度城壁はなくなりますが、その後もまた復活して外周の長さは全長34キロです。城壁の中に住む人達は顔見知りではありません。顔見知りで無い人達が共同体を作っているという認識が彼らの人間観を作っています。

我々は非常に小さな集落のなかで、峠に取り囲まれて生活してきたため、私達の共同体は全員顔見知りです。そのため、峠という概念を非常に大事にしています。日本語以外に峠という概念はありません。フランス語に「col（コル）」、英語に「mountain pass（マウンテンパス）」という言葉はありますが、日本語の峠のような結界、異郷と異郷の境目という概念はもっていません。峠は中国で作られた漢字ではありません。中国の中原地帯に住んでいた人達は見渡す限りの大平原で峠という言葉を必要としなかったのです。しかし日本人は峠と言う概念を必要として、韓国語で峠を意味する「こげ」という音が日本に入ってきて、その音に合わせて日本人が山の上下と言う漢字をあてて「峠（とうげ）」と読んだのです。

我々はこの峠という漢字にノスタルジーをこめています。「〇〇峠」という小説が多かったり、交渉が今夜は峠だとか、病気の場合でも今夜が峠と言ってみたり、ある山を越える時に使います。海外ではそうした使い方はしません。国語辞典では「手向け」という言葉が転じたとしていますが、そうだとすると峠が結界、異郷との境目という概念をもっていることを説明できません。

最後に海外と日本人の違いを表す例として国歌を紹介します。日本の国歌「君が代」は、「千代に八千代にさざれ石が巌となるまで…」とこの国は続き行く、万世一系の天皇とともに私達は続き行く国だと、そのことを願っています。アメリカは米英戦争の時に作られたもので、「砲弾が赤く光を放ち宙で炸裂する中我々の旗は夜通し翻っていた　ああ星条旗はまだたなびいているか」、それをお前は見たか、というのが国歌です。つまり戦い取った国がアメリカだ、ということが歌われています。イギリスは、「おお主よ　我等が神は立ち上がり　敵を蹴散らし　潰走させ姑息な罠をも打ち破りたもうた」、これが国歌です。イギリスはまだおとなしい方です。フランスは、「聞こえるか戦場の　残忍な敵兵の咆哮を　奴らは汝らのもとに来て　汝らの子と妻の喉をかき切る」と歌っています。私達はこれが国歌とは認識できません。フランスの小学校の子供達が校庭で国旗を立てる時に「汝らの子と妻の喉をかき切る」と歌うのが不思議に思います。でもこれがフランス国歌です。ある中国人が日本の国歌を聞いて、これは国歌でないと言ったそうですが、彼らの感覚からするとそうかもしれません。

Ⅳ. おわりに

ことほどさように、私達は違う育ち方をして、大陸から200キロ離れたところで歴史を刻み、歴史を積み重ねてきました。そして戦後、GHQの決定的な言論統制により、日本人が日本人でないかのように過去の歴史を捨てさせられました。一時期とはいえ君が代や日の丸、そして歌舞伎を禁止した上に、柔道や書道、華道など「道」と付いた日本人の生き様に関わる精神性のある活動も止めさせられました。今日の我々は、4月28日を思い出さないことにより、そのことを一度も振り返ることなく暮らしてきています。

今回ウクライナの問題が起こり、私達が経済的に世界のなかで相当落ちこぼれの状況になってきて、いつまでも間違った財政再建至上主義の呪縛から逃れられず、ダーウィンのいう変化できない存在になっています。その呪縛から抜け出し、変化できるかどうか、今それが問われていると思います。日本人の実力が問われています。日本人がリアリズムを持ったときは素晴らしい力を発揮します。明治の初期、素晴らしい近代国家を作り上げました。戦後も戦災復興から高度成長経済に至って世界中から奇跡と言われた経済成長を成し遂げた国民です。

その国民が今や見る影もなく落ちこぼれ萎れています。これを何とかしなくてはいけません。今生きている我々は次世代のために、日本国をもう一度蘇らせる責任を持っています。是非その責任を感じていただき、若い人達がこの国に生まれてよかったと思えるような日本を指向していこうではありませんか。そのように呼びかけさせていただき、終わりにします。有難うございました。　（文責　小板　紀夫）

＊先生の以下の著書、YouTubeをご覧いただければ、幸いです。
『国土が日本人の謎を解く』（産経セレクト）、『「国土学」が解き明かす日本の再興』（海竜社）
「大石久和のオンライン国土学ワールド」は以下。
（https://www.youtube.com/channel/UC9yBLL9rZ5lhTnZl93SvASA）

第 237 回監査懇話会ゴルフ大会

3 月 23 日（水）東京国際ゴルフ倶楽部で第 237 回ゴルフ大会をやっと開催できました。コロナ対策で二回にわたり有志の会が続きましたが、やっと正式開催できたのは感無量です。

前日は小雪の寒い天気でしたが、当日は晴れ間も望める好天となり、14 名 4 組で熱戦が展開され、結果は以下の通りです。ゴルフ場運営シャトレーゼの美味しい食事やワイン、そして浴場のワイン風呂も素晴らしかった。次回は半年後に東京の東方面で現役の皆様にも参加いただけるよう土曜日開催を予定しております。（関根紳仁・ゴルフ会委員長）

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HC	NET
優勝	宮嶋　耕治	47	43	90	14.4	75.6
準優勝	小板　紀夫	45	49	94	18.0	76.0
3 位	神保　卓哉	42	44	86	9.6	76.4

生涯学習部会コーナー

句遊会

三月詠草

兼題：草餅、柳絮、当季雑詠

草餅の色深く見ゆ輪島塗　石原　克己

草餅の野の香と色を手に載せて　城戸崎雅崇

摘み刻の指の遺り香草の餅　佐藤　政百

まず籠に草餅を入れ道の駅　安井　正浩

柳絮舞う池のみぎわの地蔵様　中山　知祐

柳絮舞ひ底石霞む高瀬川　森　邦彦

神田川柳絮は薄く映りたる　川田　勝美

柳絮舞う古都の流れに人力車　大仲　正敏

障害児負うて登るや婆の春　眞田　宗興

画友会

「初夏の鎌倉浄智寺（本堂）」　林　英男

（水彩Ｆ６号）

浄智寺は鎌倉時代の 1281 年第５代執権北条時頼の三男宗政の菩提を弔うため創建された鎌倉五山第四位の臨済宗円覚寺派寺院。その権威のとおりかつては大いに栄えた寺も現在は曇華殿（ドンゲデン）と呼ばれるこの本堂や鐘楼門など一部の建物を残すのみとなっている。山にかこまれた境内は背後の谷戸に深く続き、長い歴史をもった寺にふさわしい閑静な佇まいで近隣の著名な禅寺に比べると自然が深く素朴なのが魅力。

描いたのは去年の５月半ば頃。裏山では初夏を告げるホトトギスがしきりと鳴いていた。

事務局通信

◆行事報告　　出席者

第195回理事会
　３月17日㈭10:00～12:00　事務局　1
　　オンライン　14

会報委員会
　３月22日㈫15:00～17:00　文京区民センター　7

広報委員会
　３月10日㈭13:30～15:00　事務局　1
　　オンライン　6

◇一般部会

第784回講演会
　３月11日㈮14:00～16:00　日比谷図書文化館　5
　　オンライン　69
　講　師　㈳全日本建設技術協会会長、国土学総合研究所所長　大石久和氏
　演　題　「国土学」が解き明かす日本の再興

第565回研修見学会
　３月24日㈭　CYBERDYNE（サイバーダイン）㈱
　　筑波海軍航空隊記念館ほか　延期

第237回懇親ゴルフ会
　３月23日㈬　東京国際ゴルフクラブ　14

◇監査部会

第346回監査セミナー
　３月18日㈮14:00～16:30　日比谷図書文化館　3
　　オンライン　81
　講　師　ＥＹ新日本有限責任監査法人パートナー
　　公認会計士　中島康晴氏
　テーマ　2022年３月期決算を迎えるにあたって
　　―変わる企業会計と開示・問われる企業経営
　　（非財務情報開示に向けて）

21年度第９回監査基礎講座
　３月８日㈫14:00～17:00　オンライン　48
　講　師　元㈱近鉄ロジスティクス・システムズ
　　監査役　堀田和郎氏
　テーマ　期末監査の実行、監査報告の作成

21年度第７回会計基礎講座
　３月９日㈬14:00～17:00　事務局　2
　　オンライン　40
　講　師　元㈱システムインテグレータ監査役　眞田宗興氏
　テーマ　会計不正に関する事件簿

第258回監査実務研究会特別ＷＥＢセミナー
　３月14日㈪14:00～17:00　オンライン　43
　　録画　27
　講　師　前㈱アミューズ経営監査部長　西岡　隆氏
　コーディネータ　元日本オキシラン㈱常勤監査役　板垣隆夫氏
　テーマ　監査役と内部監査の連携強化に向けた課題
　　～コーポレートガバナンス高度化の観点から～

第259回監査実務研究会
　３月23日㈬14:00～17:00　オンライン　40
　問題提起者　元㈱トライアイズ常勤監査役　古川孝宏氏
　　㈱ニレコ取締役監査等委員　中井淳夫氏
　テーマ　ビジネスと人権（香港・ミャンマー・ウイグル）

第94回スタディグループ分科会
　３月４日㈮14:30～17:00　オンライン　44
　リーダー　㈱ベルシステム24ホールディングス
　　常勤監査役　浜口聡子氏
　コーディネータ　㈱日経サイエンス監査役　平野俊章氏
　メンバー　日本貿易振興機構（ジェトロ）監事　中里浩之氏
　テーマ　在宅勤務の課題

第95回スタディグループ分科会
　３月16日㈬14:30～17:00　オンライン　37
　コーディネータ　元日本鋳造㈱常勤監査役　阿部俊彦氏
　リーダー　三井ホームコンポーネント㈱
　　常勤監査役　豊島秀一氏
　メンバー　王子マテリア㈱常勤監査役　篠田耕太郎氏
　　昭和リース㈱常勤監査役　竹村　登氏
　　王子物流㈱常勤監査役　松下泰之氏
　テーマ　監査役の会計監査人と内部監査部との連携
　　～監査役の会計監査人と内部監査部との
　　連携と課題、あるべき姿について～

第107回監査技術ゼミ
　３月24日㈭14:00～17:00　オンライン　41
　講　師　監査役職務確認書委員会委員長、監査等委員（会）職務確認書委員会委員長　堀田和郎氏
　テーマ　「監査役職務確認書（2022年版）」の改訂についての解説
　　「監査等委員（会）職務確認書（2022年版）」の改訂についての解説

第108回監査技術ゼミ
　３月30日㈬14:00～17:00　オンライン　30
　講　師　企業集団内部統制監査確認書委員会
　　委員長　浅見公一氏
　テーマ　「企業集団内部統制に関する監査役職務確認書（2022年版）」の解説

◇生涯学習部会

句遊会　通信（メール）句会
　３月２日㈬　9

写友会　例会
　３月10日㈭13:30～18:00　オンライン　17

画友会　例会
　３月７日㈪13:30～16:30　シビックアトリエ　中止

楽友会　例会
　３月24日㈭13:00～15:30　福祉センター江戸川橋　16

棋友会　例会
　３月29日㈫13:00～17:00　六甲クラブ　5

◇同好会

楽器演奏同好会
　３月13日㈰13:30～15:00　オンライン　8

エッセイクラブ
　３月31日㈭　メール　6

江戸文化研究会
　３月５日㈯14:30～16:00　福祉センター江戸川橋　延期

ウォーキング同好会
　３月26日㈯９:30～12:00　新大塚～御茶ノ水　9

◆会員・会友異動

（退会会員）
○田中敏博　三井食品㈱　常勤監査役
○田中裕二　㈱しんきん情報システムサービス　常勤監査役

会　員	会　友	計
199	140	339

2022年3月末現在

編集後記

▲まん延防止等重点措置は解除されましたが、新型コロナウイルスの新規感染者数は高止まりしており収束の行方は不透明です。さらには世界の危惧の的であるウクライナでの戦争の行方も全く見通せません▲今月号では２月の五味祐子先生と、３月の中島康晴先生の監査セミナーがダブルで掲載されることになりました。両先生とも、激動する現在の世界情勢を踏まえての、リスクマネジメントや企業会計の開示などの問題について、私たちが留意すべき問題点を提起・解説されています▲３月の大石久和先生の講演会では、近年の日本経済と庶民の所得水準がともに世界の動向に遅れをとりつつ低迷している問題などについて、国土学という切り口から鋭い洞察を示されました▲まさに私たちの前には多大な、かつ多面的な難問が待ち受けていることを、改めて考えさせられる今月号となりました。　（城戸崎雅崇）

〒113-0033　東京都文京区本郷2丁目28番1号　SKビル2階　TEL 03(5684)3323　FAX 03(5684)3306